

群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険料は口座振替が便利、業務改善助成金特例コース新設)

発信者 雇用環境・均等室



- 〇群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の 皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。
- ○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

① 労働保険料は口座振替が便利です!

【事業主の皆さまへ】

○令和4年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は

全期・第1期分令和4年2月25日(金)までに!

第2期分 令和4年8月15日(月)までに!

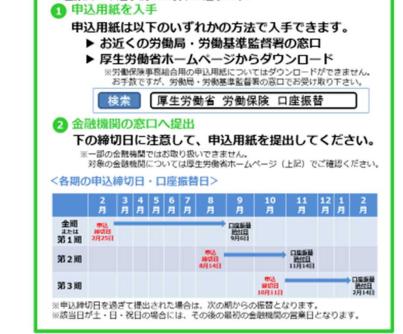
第3期分 令和4年10月11日(火)までに!

口座振替のメリット

- 1 金融機関窓口に出向かず納付ができます
- 2 納付もれの心配がありません
- 3 ゆとりある納付期日で安心
- 4 手数料はかかりません
- ※口座振替の詳細についてはこちらからご覧いただけます。 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouroudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

お問い合わせ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室 電話 027-896-4734



かんたんな手続きで完了 ロ座振替の申込手続きは以下の通りです。

引き落とし前後には、八ガキでお知らせします

- 毎回、<u>引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前</u> <u>に</u>引き落とし内容を八ガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

○労働保険のお手続きには「電子申請」が便利です!

労働保険に関する申請や届出について、書面の手続きではなく「電子申請」を使うことで、 インターネットを経由してカンタン・便利に手続きができます! 労働保険の電子申請に関する特設サイトはコチラから↓

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html





【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最 低賃金) の引き上げを図るための制度です。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企 業・小規模事業者を対象として、特例的に助成対象となる経費の範囲を拡大 し、生産性向上に資する設備投資などのほかこの取組に関連する経費も含め、 これらに要した費用の一部を助成する**「業務改善助成金特例コース」が新設** されました。

《対象となる事業者(事業場)》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示 す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の 平均値 | が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業
- ・令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以 上引き上げていること(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

《支給の要件》

- ・就業規則等で引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とす ることを定めていること
- ・引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ・生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・ 教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ・解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと など

《助成額》

・最大100万円

※業務改善助成金特例コースの詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03 00026.html

【お問い合わせ先】

業務改善助成金特例コースのお問い合わせは、**業務改善助成金コールセンター** 電話番号:03-6388-6155(受付時間:平日8:30~17:15)

【申請先】

業務改善助成金の申請・支給窓口は、群馬労働局雇用環境・均等室 〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



トピックスのバックナンバ-はHPを見てね!





※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回。



